

栃木県卓球連盟 慶弔規定

目的

第1条 本規定は栃木県卓球連盟の役員の慶弔に関する規定を定める。

範囲

第2条 本規定の範囲は次のとおりである。

- 1 栃木県卓球連盟役員
会長 副会長 顧問 監事 支部長 理事長 副理事長 理事
- 2 加盟支部員

慶賀

第3条 第2条に掲げる役員が県以上の表彰又はそれと同等以上の表彰を受けた場合には、祝賀電報を打電する。

- 1 叙勲褒章を受章した場合、理事会で協議する。

弔事

第4条 第2条に掲げる役員に弔事が発生したときは、弔意を表す。

- 1 役員の死亡 生花、香典1万円
- 2 役員の配偶者及び父母の死亡 生花又は盛籠
- 3 元役員の死亡 連盟の発展に寄与し、その功績により役員に準じて行う。
ただし、支部長は3期以上、理事は2期以上とする。

通知

第5条 通知方法は次のとおりとする。

- 1 慶弔が発生し、該当するときは事務局長又は総務に通知する。
事務局長又は総務は理事長に、理事長は会長、副会長、顧問、監事に通知する。
- 2 事務局長又は総務は副理事長及び各委員長に、各委員長は各委員に通知する。

【附 則】

- 1 本規定は平成13年3月5日より実施する。

【附 則】

- 1 本規定は平成16年4月1日より実施する。

【附 則】

- 1 本規定は平成20年4月1日より実施する。